

「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム（Local Food-system Platform）」ロゴマーク使用規約 （愛称：LFP+）

2025 年 10 月 1 日

1. 目的

本使用規約は、農林水産省が著作権を有する地域食料システム構築・連携推進プラットフォームのロゴマーク（以下「マーク」という）を使用する者（以下「使用者」という）が、遵守すべき事項を定めるものです。農林水産省（地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム事務局（以下「全国事務局」という。））は、使用者が本使用規約を遵守することを条件として、マークの使用を許諾するものであり、使用者がマークを使用した場合には、本使用規約の条件を承諾したものとみなします。

2. マーク使用の条件

マークは、地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム（以下本プラットフォームという）に参画する者が、本プラットフォームに参画していることをアピールするために活用したり、本プラットフォームにより創出された商品・サービス等に活用したりできるものです。ただし、特定の商品・サービス等及び企業・団体の活動内容を保証するものではありません。

3. 使用手続き

マークを使用する者は、「本プラットフォームロゴマーク使用承諾申請書」に必要事項を記載して、全国事務局に e メールにより提出し、その承諾を受けなければいけません。ただし、「地域食料システム構築・連携推進プラットフォームロゴマークデザイン使用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の①基本ロゴマーク（横型 A）②基本ロゴマーク（横型 B）、③基本ロゴマーク（縦型）、④基本ロゴマーク（シンボル）を使用する場合で、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではありません。

- ① 全国事務局が使用する場合（商品・サービス等に使用する場合を除く）
- ② 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- ③ その他、農林水産省（全国事務局）が特に認める場合

<送付先>

「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」事務局：

農林水産省 新事業・食品産業部 食料システム連携推進室

令和 7 年度 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築委託事業

運営委託先事業者：株式会社船井総合研究所

E-mail : lfp-plus@maff.go.jp

4. 使用方法

手続き終了後、使用者宛てに、メールにてマークのデータを送付します。マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、ガイドラインに記載のとおりとし、マークを改変して使用することはできません。ただし、農林水産省（全国事務局）が認める場合は、この限りではありません。

5. 使用料

マークは無償で 사용할 ことができます。

6. 使用者の義務

- ① 使用者は、関係法規、本使用規約及びガイドライン、その他農林水産省が定める規則類を遵守するとともに、

本プラットフォームの趣旨に反した使用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用またはイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。

- ② 使用者は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、農林水産省（全国事務局）に通知する義務を負うものとします。
- ③ 使用者は、マークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等については対応を農林水産省と協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む）は、使用者が負担するものとします。
- ④ 使用者がマークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、農林水産省（全国事務局）、その他の第三者は一切の損害、損失または責任を負わないものとします。
- ⑤ 使用者は、農林水産省（全国事務局）から要請があった場合、マークを使用したものの提出などを行うものとします。

7. マーク使用の禁止事項

次のような使用は禁止します。

- 企業・団体が提供する特定の商品、サービス及びその他の活動の内容を保証するような使用、又は保証することを誤認させるような使用
- ガイドラインに反する使用
- 法令や公序良俗に反すると認められるような使用
- 農林水産省（全国事務局）の認めない募金活動と関連づけての使用
- その他、本プラットフォームの趣旨に反すると認められるような使用

8. 権利設定の禁止

使用者は、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）による商標登録、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはいけません。

9. 権利義務の譲渡等

使用者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはいけません。

10. 使用者の違反等に対する取扱い

使用者が本使用規約に定める事項を遵守しなかったときは、農林水産省（全国事務局）はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行うことができます。使用の差止めの請求、又は必要な指示等を受けた使用者に損害が生じて、農林水産省（全国事務局）はその責めを負いません。

11. 損害賠償

本使用規約のいずれかに違反し、損害を生じさせた者は、これを賠償しなければなりません。

12. 使用規約の改正

本使用規約は、必要に応じて、事前の通知なく改正される場合がありますので御了承ください。

以上